

NGO 安全基準チェックリスト実施及び署名手順

NGO 安全管理イニシアティブ (JaNISS)

1. NGO 安全基準とは

・NGO 安全基準は、2018年3月に JaNISS 加入団体によって採択された、日本の NGO のための安全基準です。

・日英両語による、「NGO 安全基準」「NGO 安全基準チェックリスト」「NGO 安全基準ガイドブック」の3つの文書で構成されています。

・JaNISS が選任した委員による、NGO 安全基準管理委員会が本基準の内容と運用を管理しています。

2. NGO 安全基準活用団体

・NGO 安全基準は、JaNISS メンバー団体であるなしを問わず、安全管理の向上を考える人道・開発支援 NGO/NPO であれば、どの団体でも参照し、さらに署名することが推奨されています。

3. NGO 安全基準活用方法

・本基準を活用する団体は、ガイドブックを参照しつつ、チェックリストを用いて各団体の安全管理体制を自己診断することができます。

・NGO 安全基準に則って安全を確保、維持していると、団体の内外に表明することに賛同する団体は、チェックリスト実施後、本基準に署名して、チェックリストの結果と共に NGO 安全基準管理委員会に提出してください。JaNISS ウェブサイトに「基準署名団体」として掲載されます（チェックリストの実施結果は、公表はされません）。

・チェックリストによる自己診断は、少なくとも年に一度または重大な事故後等必要に応じて行うことが推奨されます。また、基準への署名は、少なくとも4年に一度は実施することが推奨されており、基準署名団体のウェブサイトには、チェックリストと署名の実施日が掲載されます。

4. チェックリスト実施の方法

・チェックリストによる自己診断は、各団体がそれぞれの責任と判断において実施すべきものです。チェック項目にいくつ適合していたか等を一律に測ろうとするものではありません。よって、各団体が各チェック項目への適合性を確認、判断した上で、改善すべきと判断する点があれば、各団体が自らの責任において今後の改善計画を立案、実施

することが推奨されます。

- ・チェックリスト実施に際しては、事前に概要を理解するための「NGO 安全基準説明会」、またチェックリスト実施の過程で実施済み団体や実施中の団体と相互に経験や課題を共有する「NGO 安全基準ワークショップ」に参加することが可能です。

- ・「説明会」及び「ワークショップ」参加団体は、その後 JaNISS のリソースパーソンに対して、実施に際して質問や相談をすることが可能です。

- ・各団体におけるチェックリストの実施者は、団体の状況に応じてそれぞれ決定すべきものですが、一般に経営責任者、事業実施責任者、総務・経理責任者等の関与が必要と考えられます。また、団体内で安全に関する事項が「周知」「徹底」されているかどうかの判断方法として、役員、管理職、新入スタッフの少なくとも3人によって、自己診断を行うことが推奨されています。

- ・安全基準署名団体は、チェックリストの結果を、NGO 安全基準管理委員会に提出してもらいますが、この結果は委員会以外には公表せず、あくまで委員会が日本の NGO の安全管理能力向上のため、以後基準を改善していくために参照されます。

5. 署名について

- ・NGO 安全基準への署名は、チェックリストによる団体の安全管理の自己診断を終了した後、団体の代表者によって行うことができます。

- ・本基準への署名は、団体が法的に有している安全に関する善管注意義務について、団体として認識し、必要な対策を行っていることを、団体の内外に明確に表明しようとするものです。

- ・本基準の署名団体が、基準に掲げられた善管注意義務を十分に果たすかどうかは、各団体の法的、道義的責任によるもので、注意義務の過失について、JaNISS が法的、道義的責任を負うものではありません。

以上